

## 「環境省京都御苑の維持管理業務」に係る収益業務の変更契約について（案）

令和4年4月15日  
環境省自然環境局  
京都御苑管理事務所

## 1 概要

京都御苑維持管理業務は令和2年4月～令和5年3月までの3年間において実施中の市場化テスト1期目の事業であり、業務対象範囲は以下のとおりである。

- ①京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務
  - ②苑内の維持管理として植生管理、清掃、巡視・利用指導、広報案内の各業務
  - ③売店・レストラン、駐車場、運動施設等の運営を行う収益施設等管理運営業務
- 京都御苑では、「京都御苑施設整備基本計画」（令和3年4月～令和12年3月）に基づき、苑内の施設、庭園等の修復・整備を実施している。

また、同計画にもとづき、京都御苑の魅力を磨き上げ、伝えていくための方法の一環として、京都御苑の北部エリアに位置する「近衛邸跡」において、休憩拠点を整備し、当該拠点においては、軽飲食の提供を行う予定である。

この新たな収益施設（近衛邸跡休憩施設）については、市場化テストの対象区域内に整備することとなるが、市場化テストの枠組みとは別に、新たな飲食提供事業者を公募して運営を行いたいとし、公募の準備を進めていたところ、以下に示す事情変更により、近衛邸跡休憩施設運営の公募を取りやめ、市場化テストの枠組みとして、一般財団法人国民公園協会と変更契約とするもの。

なお、仕様書の変更のみで実施要項の変更は行わない。また、当該変更に伴い、契約金額に変更は生じない。

## 2 変更契約とする理由

公募ではなく市場化テストの収益施設の一つに加えて契約変更を行うこととなった理由として、現受託事業者の国民公園協会以外の複数の事業者ヒアリングの結果、新型コロナウイルスのオミクロン株による新たな感染拡大に伴うまん延防止措置の発令と諸外国からの厳しい入国制限により、観光客、インバウンド回復が相当期間見込めない状況下においては、現在の施設面積や立地場所では不採算となる可能性が高くなるといった事情変更が生じたことから公募に応募できない状況となったとのことであった。そのため、新たに事業者を選定するために公募を実施したとしても、複数の応募者が想定できず、結果として、国民公園協会のみ応募となった場合、市場化テストと切り離して運営することとなり、維持管理業務の運営期間と異なること、業務として効率的ではないこ

とから、変更契約をすることの判断とした。

公募ではなく市場化テストに組み入れ一体的に行うことにメリットがある理由として、国民公園協会に委託している京都御苑の維持管理業務内容は、植生管理・清掃・施設管理、広報、収益施設の管理運営など多岐に渡っており、国民公園協会がこれらの業務間の連絡調整を行い管理していることから、近衛邸跡休憩施設の管理運営を市場化テスト業務対象範囲に組み入れ一体的に行う方が効率的であると思料する。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月下旬 変更契約

5月20日 飲食提供開始

### 4 近衛邸跡休憩施設の概要

使用許可予定面積 土地 5.14㎡（運営者駐輪場、リサイクルボックス）

建物33.07㎡（厨房、倉庫、更衣室、カウンター、ゴミ箱）

運 営 日 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）と年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日

運営時間 10時から16時30分

### 外観

